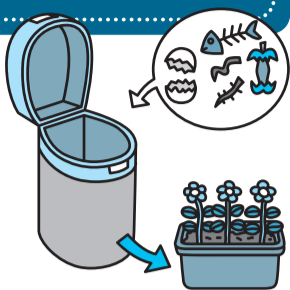


生ごみ処理機の購入費の一部を助成します

家庭から出るごみを減らすことを目的に、生ごみ処理機の購入金額の一部を助成しています。処理した生ごみは、堆肥として園芸や家庭菜園に利用できるうえに、においも抑えられます。助成制度を利用して生ごみ処理機の効果を実感してみませんか？



対象機器

1基の購入金額が3,000円以上のコンポスト容器・家庭用生ごみ処理機
 ※ディスポーザー・業務用生ごみ処理機は対象外。
 ※購入金額は消費税、付属品、送料を除く。
 ※販売店などが行っているポイントサービスなどの割引分を除く。

助成額

購入額の2分の1(上限2万円)
 ※1,000円未満の端数は切り捨て。

人 市民または市内に事業所を有する方で、上記の対象機器を購入し、市内に設置した方(1世帯につき1基まで)

申 購入後1年以内に①販売店発行の領収書(購入日・商品名・金額・購入者名の記載があるもの。通信販売またはインターネットによる購入の場合も、販売店が発行する領収書が必要)、②販売店またはメーカーが発行する保証書(購入日・商品名の記載があるもの)、③印鑑(シャチハタ不可)、④通帳など購入者本人の金融機関の口座がわかるものを持参し、ごみ対策課(市役所第二庁舎2階)へ

☎同課 ☎内線2533

ごみ減量キャンペーン

ごみを減らして環境・家計にやさしい生活を送ろう

10月1日(木)からの家庭系ごみの有料化に向けて、さらなるごみの減量と資源化を推進させるため、「ごみ減量キャンペーン」(ティッシュペーパーの配布やごみ拾い)を行います。

日 所 三鷹駅南口=9月24日(木)、井の頭公園駅=25日(金)、つつじヶ丘駐輪場=28日(月)、三鷹台駅=29日(火)、いずれも午後5時~6時(三鷹駅南口は雨天決行)

☎ごみ対策課 ☎内線2533



◆キャンペーン当日のボランティアを募集します

申 ☎9月15日(火)までにキャンペーン名、希望する日にち、必要事項(15面参照)、学生の場合は学校名・学年をごみ対策課 ☎内線2533へ

第48回市長と語り合う会

☎秘書広報課秘書係 ☎内線2011

体育の日になみ

「60歳代でスポーツを楽しんでいる方と三鷹市を語る」

人 市内在住・在勤で日ごろからスポーツを楽しんでいる60歳代の方10人

日 10月8日(木)午後7時~9時

所 市長公室(市役所3階)

申 9月17日(木)までに「第48回市長と語り合う会参加希望」・必要事項(15面参照)・性別・語り合いたい内容を記入し、はがきまたはEメールで「秘書広報課秘書係」、☎hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

◆傍聴者も募集します

人 5人

申 「第48回市長と語り合う会傍聴希望」・必要事項(15面参照)を記入し、はがきまたはEメールで「秘書広報課秘書係」、☎hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

高効率給湯器の導入助成を開始します

省エネルギー行動の促進を図り、地球温暖化防止を推進するため、10月1日(木)から高効率給湯器(エコキュート・エコジョーズ・エコウィル)の導入助成を開始します。

☎環境対策課 ☎内線2523

◆助成対象 市内で新たに行った、次の高効率給湯器の設置事業。

- ①自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ②潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)
- ③ガスエンジン給湯器(エコウィル)

※「設置後6カ月を経過した給湯器」「中古品の給湯器」「転売を目的とする給湯器」「平成21年9月30日以前に設置された給湯器」は助成の対象となりません。

◆助成額 2万円

◆申込方法 申請書を環境対策課(市役所第二庁舎2階)で受け取るか、市のホームページ「暮らし・手続き」→「環境」→「環境関連の助成制度」→「高効率給湯器導入助成」からダウンロードし、次の必要書類を添えて同課へ

[必要書類]

- ・発行後3カ月以内の住民票(写しも可)
- ・市民税納税証明書または市民税非課税証明書
- ・給湯器の設置費に係る領収書の写し
- ・設置した給湯器の保証書の写し
- ・設置した給湯器の写真



あなたの家は 大きな地震に備えていますか？

木造住宅の耐震診断・耐震改修の助成事業を行っています



大きな地震発生時に市民の生命と財産を守るため、既存の木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成しています。

申 ☎まちづくり推進課 ☎内線2867へ

耐震診断助成制度

診断は市が指定する団体を紹介し、診断終了後に助成金をお渡しします。

対象住宅

市内にある現に居住している木造住宅で、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)前に建築し、所有者が個人のもの。

助成額

目安となる簡易的な耐震診断=診断費用の3分の2(上限4万円)
 現行の建築基準法に基づく耐震基準に適合しているか確認できる一般診断以上の診断=診断費用の3分の2(上限10万円)

耐震改修助成制度

工事の契約前に申請が必要です。

対象住宅

三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく診断を受けた結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅。

助成額

一部の補強などによる簡易な改修=改修費用の3分の1(上限30万円)、耐震基準に適合する改修=改修費用の3分の1(上限50万円)
 ※高齢者世帯と障がい者世帯には、いずれも改修費用の2分の1を助成します(上限は同様)。

耐震改修促進税制

耐震基準を満たす改修を行った場合は、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。

※固定資産税に関する問い合わせは、資産税課 ☎内線2364へ。